

令和7年3月10日

八尾市議会議長

田 中 慎 二 様

文教常任委員長

西 川 あ り

### 文教常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和6年6月21日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。調査テーマは、「産後ケアについて」と「不登校対策について」の2つに決定し、調査を開始した。このたび、各テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。調査の概要については、下記のとおりである。

## 1 調査日

### (1) 文教常任委員会

|            |                |
|------------|----------------|
| 令和6年 8月 6日 | 執行部から現状等の説明、質疑 |
| 令和7年 3月10日 | 報告書等の確認        |

### (2) 文教常任委員協議会

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 令和6年 6月21日           | 協議     |
| 令和6年 9月13日           | 協議     |
| 令和7年 2月26日から 3月 3日まで | 書面にて協議 |
| 令和7年 3月 7日           | 協議     |

### (3) 視察調査

|            |        |
|------------|--------|
| 令和6年10月28日 | 静岡県静岡市 |
| 令和6年10月29日 | 静岡県三島市 |

## 2 調査概要

### (1) 「産後ケアについて」

産後ケアは、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としている。

母子保健法の一部を改正する法律により、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援をするため、令和3年4月1日から事業の実施が市町村の努力義務として規定され、「少子化社会対策大綱」において、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされた。

なお、本市においては、平成30年度から事業を開始している。

本委員会では、「目的・経過等」、「事業概要」、「実施施設」、「利用の流れ」、「利用者のフォロー体制」、「市民周知」、「実績」、「利用者の意見及び感想」、「現状の課題と今後の事業方針」について、執行部から現状説明を受け、状況等の確認を行うとともに、課題を解決すべく委員間で協議を行った。

(2)「不登校対策について」

不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義され、全国の不登校児童・生徒は過去最多となっている。(文部科学省：2023年度「問題行動・不登校調査」)

本市においては、新たに不登校になった児童・生徒は小学校で微増、中学校は減少している状況である。

国においては、令和元年10月25日、文部科学省より「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が発出され、不登校児童・生徒への支援に対する考え方や、学校・教育委員会の取組についての考え方が示され、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が取りまとめられた。

本市においては、これらに基づき、学校内外の居場所づくり等を通じた不登校の児童・生徒全ての学びの場の確保等、様々な取組を総合的に進めている。

本委員会では、「不登校の概要」、「不登校児童・生徒への支援」、「不登校を未然に防ぐための取組」、「校内教育支援ルーム(スペシャルサポートルーム)」、「フリースクールとの連携」、「本市の不登校対策支援への意見及び感想」、「成功事例と課題、今後の展望」について、執行部から現状説明を受け、状況等の確認を行うとともに、課題を解決すべく委員間で協議を行った。

3 委員会として一致した意見

(1)「産後ケアについて」

ア. 産後ケア事業の提供体制の整備について

産後ケア事業については、利用者数が年々増加している中で、サービスの提供体制をこれまで以上に整備する必要がある。産後ケアを必要とする者が、希望する日時に希望するサービスを利用することができるよう、利用者アンケートの結果や面談・訪問時のニーズ把握を詳細に分析した上で、利用施設の拡大や効果的・効率的な事業実施の在り方について、研究・検討をされたい。

(2)「不登校対策について」

ア. 不登校支援に関する情報提供について

不登校の児童・生徒及び保護者が悩みを抱えて孤立・孤独感に陥ることなく、適切な情報を受けられるようにすることが必要である。

例として、「もっと早く詳細に知りたかった」、「自身で探さないと情報把握ができなかった」等、そういった意見が出ないよう、児童・生徒及び保護者が求めている情報と学校が提供する情報において、両者間で乖離が生じないよう、周知の在り方について、研究、検討をされたい。

イ. 民間施設等との連携について

不登校になるきっかけは一人一人異なり、欠席理由も異なることから、多様な教育機会の確保が必要であり、今後、幅広く支援を行うためには、様々なノウハウを有する民間との連携も非常に重要になると考える。

今後、フリースクール等、民間施設や地域とも緊密に連携を図り、個々の状況に応じた幅広い不登校対策を進められたい。

ウ. 校内教育支援ルーム（スペシャルサポートルーム）について

現在、校内教育支援ルームについては、学校を休みがちな児童・生徒や、教室に入りづらい児童・生徒の居場所として、全小・中学校に設置している。居場所としての教室は、校内教育支援ルーム単独設置の場合と、会議室等と併用している場合があり、それぞれの支援の在り方に関する検証を行うこと及び各校で成果が上がっている取組を共有する必要があると考える。

以上を踏まえ、校内教育支援ルームにおける支援の在り方について、検証を行うとともに、成果を広く周知し、各学校で実践されたい。

エ. 教員の不登校支援に関する自己分析について

教員が、児童・生徒に対する支援方法を振り返り、自身の不登校対応の傾向を知ることが、新たな視点を持つことになるとともに、それらを教員間で共有することによって、組織的な不登校支援につながると考える。

以上を踏まえ、教員が自身の不登校対応の傾向分析ができる取組について、研究・検討し、各教員の特性を生かした支援体制の構築をされたい。